新たな外国人技能実習制度について

法務省　入国管理局
厚生労働省　職業能力開発局

目次

１．技能実習法の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２．主務省令等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

３．新制度への円滑な移行に向けての対応について・・・・・・・・・18

４．その他・・・31

１．技能実習法の概要について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため，技能実習に関し，基本理念を定め，国等の責務を明らかにするとともに，技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け，これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1．技能実習制度の適正化

(1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに，技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】

(2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし，技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか，報告徴収，改善命令，認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】

(3) 実習実施者について，届出制とする。【第17条及び第18条関係】

(4) 監理団体について，許可制とし，許可の基準や許可の欠格事由のほか，遵守事項，報告徴収，改善命令，許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】

(5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について，禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに，技能実習生に対する相談や情報提供，技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより，技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

(6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに，地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】

(7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し，【第3章関係】
- (2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
- (2)の実習実施者・監理団体に報告を求め，実地に検査【第14条関係】
- (3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
- (4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】

等を行わせるほか，技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2．技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して，第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。【第2条，第9条，第23条及び第25条関係】

3．その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか，所要の改正を行う。

施行期日 平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし，外国人技能実習機構の設立規定については，公布の日（平成28年11月28日）

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため，管理監督体制を強化するとともに，技能実習生の保護等を図る。

現　行	見直し後
①政府（当局）間の取決めがない 保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在	① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ，相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり，実習体制が不十分	② 監理団体については**許可制**，実習実施者については**届出制**とし，技能実習計画は個々に**認定制**とする。
③民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導	③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し，監理団体等に報告を求め，実地に検査する等の業務を実施。
④実習生の保護体制が不十分	④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分	⑤ 業所管省庁，都道府県等に対し，**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し，指導監督・連携体制を構築。

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

①優良な監理団体等への実習期間の延長	**３年間　⇒　５年間**（一旦帰国後，最大２年間の実習）
②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大	常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大５％まで ⇒ 最大１０％まで等**）
③対象職種の拡大	**地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置** 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは，法令違反がないことはもとより，技能評価試験の合格率，指導・相談体制等について，一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

○技能実習制度は，国際貢献のため，開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ，ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は，入国直後の講習期間以外は，雇用関係の下，労働関係法令等が適用されており，現在全国に約２３万人在留している。
※平成28年末時点

※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人，合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合，商工会等）が技能実習生を受入れ，傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

技能実習の流れ

○入国　在留資格：「技能実習１号イ，ロ」

講習（座学）
実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施　（雇用関係なし）

実習
実習実施者で実施（雇用関係あり）
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習２号イ，ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり，公的な技能評価制度が整備されている職種（現在74職種133作業）

②対象者　：所定の技能評価試験（**技能検定基礎級**相当）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（1か月以上）

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習３号イ，ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者　：所定の技能評価試験（**技能検定3級**相当）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし，優良であることが認められるもの

○帰国

２．主務省令等について

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体（事業協同組合等）

監理団体の許可申請

↓

外国人技能実習機構

団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること
- 監理事業を適正に行う能力を有すること
- 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること　など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと。
- 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）へ報告

↓

主務大臣

監理団体の許可

↓

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者＋監理団体

技能実習計画の作成

↓

実習実施者

技能実習計画の認定申請

↓

外国人技能実習機構

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること
- 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること（2号又は3号の計画認定時）など

○欠格事由に該当しないこと
- 一定の前科がないこと。
- 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと　など

技能実習計画の認定

↓

実習生（監理団体が代理）

在留資格認定証明書の交付申請等

↓

法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

↓ ※

※　新規に入国する場合等は日本大使館等へ査証申請が必要

実習生の受入れ

技能実習計画の認定基準

○　技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第９条）

技能実習計画の主な認定基準

①　修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

②　技能実習の目標

（第１号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第２号の目標）技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第３号の目標）技能検定２級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③　技能実習の内容（※）

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第２号・第３号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の２分の１以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の２分の１以下、周辺業務は時間全体の３分の１以下とすること。
- 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 第３号の技能実習生の場合は、第２号修了後に一か月以上帰国していること。
- 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- 第１号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも２号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

次ページに続く

※下線部分が新制度における変更点

④　実習を実施する期間（第１号は１年以内、第２号・第３号は２年以内であること）

⑤　前段階における技能実習（第２号は第１号、第３号は第２号）の際に定めた目標が達成されていること

⑥　技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）

⑦　適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）

- 各事業所ごとに下記を選任していること。

  「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去３年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。

  「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について５年以上の経験を有する常勤の役職員

  「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
- 申請者が過去５年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧　許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞

⑨　日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）

- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
- 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
- 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩　優良要件への適合＜第３号技能実習の場合＞（別紙１参照）

⑪　技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）　＜新制度で人数枠を見直し＞　（別紙２参照）

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

※下線部分が新制度における変更点

監理団体の許可基準

○ 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ３か月に１回以上、監査は以下の方法によることが必要）

ア 技能実習の実施状況の実地確認　イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の４分の１以上との面談　エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第１号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

- 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
- 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙３参照）

⑥ 基準を満たす外国の送出機関（別紙４参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦ 優良要件への適合＜第３号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙１参照）

⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去３年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

※下線部分が新制度における変更点

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

別紙1

○　実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第９条第10号）

○　監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第１項第７号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点１２０）

①　技能等の修得等に係る実績（７０点）
・過去３年間の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率*　等
*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案

②　技能実習を行わせる体制（１０点）
・直近過去３年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）

③　技能実習生の待遇（１０点）
・第１号実習生の賃金と最低賃金の比較
・技能実習の各段階の賃金の昇給率

④　法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
・直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合
・直近過去３年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無

⑤　相談・支援体制（１５点）
・母国語で相談できる相談員の確保
・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績　等

⑥　地域社会との共生（１０点）
・実習生に対する日本語学習の支援
・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点１２０）

①　実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(５０点)
・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴　等

②　技能等の修得等に係る実績（４０点）
・過去３年間の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率*　等
*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案

③　法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
・直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合

④　相談・支援体制（１５点）
・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績　等

⑤　地域社会との共生（１０点）
・実習実施者に対する日本語学習への支援
・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	Ⅰ　過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95％以上：20点 ・80％以上95％未満：10点 ・75％以上80％未満：0点 ・75％未満：－20点
	Ⅱ　過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ＊　旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすることも可。 ＊　施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80％以上：40点 ・70％以上80％未満：30点 ・60％以上70％未満：20点 ・50％以上60％未満：0点 ・50％未満：－40点
	Ⅱ－2(1)　直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上：35点 ・合格者2人：25点 ・合格者1人：15点 ・合格者なし：－35点
	Ⅱ－2(2)　直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅲ　直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊　2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有：5点

得点が満点（120点）の6割以上となる実習実施者は
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を行わせる体制	【最大10点】 ＊　講習の整備から1年までは配点なし	
	Ⅰ　直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点
	Ⅱ　直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点
③技能実習生の待遇	【最大10点】	
	Ⅰ　第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115％以上　：　5点 ・105％以上115％未満：　3点
	Ⅱ　技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5％以上　：　5点 ・3％以上5％未満　：　3点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施　：　－50点 ・改善実施　：　－30点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ　：　5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当　：　－50点
⑤相談・支援体制	【最大15点】	
	Ⅰ　母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　5点
	Ⅱ　受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	・有　：　5点
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ　受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有　：　4点
	Ⅱ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有　：　3点
	Ⅲ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有　：　3点

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

	項目	配点
①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】 ＊　講習の整備から1年までは最大40点	
	Ⅰ　監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有　：　5点
	Ⅱ　監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1：5未満　：　15点 ・1：10未満　：　7点
	Ⅲ　直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上　：　10点 ・50%以上60%未満：　5点
	Ⅳ　実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し，毎年，研修の実施，マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有　：　5点
	Ⅴ　帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有　：　5点
	Ⅵ　技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有　：　5点
	Ⅶ　帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有　：　5点
②技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	Ⅰ　過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－10点
	Ⅱ　過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＊　計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ ＊　施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－20点
	Ⅱ－2(1)　直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：15点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：10点 ・上記以外：－15点
	Ⅱ－2(2)　直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	Ⅲ　直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊　2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊　傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点

得点が満点（120点）の6割以上となる監理団体は
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

③法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施　：　－50点 ・改善実施　：　－30点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ　：　5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当　：　－50点
	Ⅳ　直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）	・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　－10点 10%以上15%未満　－7点 5%以上10%未満　－5点 0%を超え5%未満　－3点 ・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上　－5点 10%以上15%未満　－4点 5%以上10%未満　－3点 0%を超え5%未満　－2点
④相談・支援体制	【最大15点】	
	Ⅰ　機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　5点
	Ⅱ　技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	有　5点
⑤地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ　受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有　：　4点
	Ⅱ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　3点
	Ⅲ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有　：　3点

技能実習生の数

別紙2

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の　20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

（参考）現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※　常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

人数枠（団体監理型）

人数枠				
第１号（1年間）	第２号（2年間）	優良基準適合者		
		第１号（1年間）	第２号（2年間）	第３号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の２倍	基本人数枠の２倍	基本人数枠の４倍	基本人数枠の６倍

人数枠（企業単独型）

企業	技能実習生の人数枠				
	第1号（1年間）	第2号（2年間）	優良基準適合者		
			第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

○　団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
（1号実習生：常勤職員の総数、2号実習生：常勤職員数の総数の2倍、3号実習生：常勤職員数の総数の3倍）

○　特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。

○　やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

外部役員及び外部監査の措置

別紙3

○ 監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第１項第５号)

外部役員を置く方法

○ **外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当**

（1）外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

（2）外部役員は、下記に該当する者であってはならない。

① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去５年以内の役職員
② 過去５年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去５年以内の役職員
③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
④ 申請者（監理団体）の現役又は過去５年以内の役職員
⑤ 申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去５年以内の役職員
⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
⑦ 他の監理団体の役職員
⑧ 申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去５年以内の役職員
⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

（3）外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法（外部監査の措置）

○ **外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施**

（1）外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

（2）外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る 役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。

（3）外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

（4）外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

外国の送出機関

別紙4

○ **外国の送出機関とは(法第２３条第２項)**

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

（１）所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること

（２）制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと

（３）技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること

（４）技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと

（５）フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること

（６）当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から５年を経過しない者でないこと

（７）所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと

（８）保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと

（９）技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと

（10）技能実習生又はその家族等に対して（８）（９）の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること

（11）過去５年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと

（12）その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

２国間取決めを作成した国

送出し国の政府が、上記（1）～（12）の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

（参考）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

○ **主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法７条１項）**

○ **基本方針に掲げる事項（技能実習法７条２項）**

・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
・技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

※印は，衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

（１）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

技能実習制度の見直しの経緯，技能実習法の概要，技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

（２）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

技能実習計画（認定制の趣旨，実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止，技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出(※)等），実習実施者（実施の届出，技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止(※)，労働時間に係る労働法令違反の禁止（※），技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止（※）），監理団体（許可制の趣旨，留意事項），優良な実習実施者及び監理団体（第３号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨），技能実習生の保護（通報・申告・相談対応，技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援(※)，第３号技能実習移行時の実習先の選択），国レベルでの取決め（送出し国政府との取決めの作成）

（３）技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

国の役割，外国人技能実習機構の役割・業務，事業所管大臣等との連携，地域協議会，対象職種，技能実習評価試験，特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策(※)）及び技能実習生の保護を図るための施策

（４）技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

技能等の移転を図るべき分野，技能等の移転の推進に係る調査，好事例の収集・分析，修得等した技能等の見える化

（５）その他

技能実習生の適正な在留の確保，地域社会との共生の推進，関係機関との連携

３．新制度への円滑な移行に向けての対応について

今後の施行に向けたスケジュール

主な事項	日付	備考
外国人技能実習機構 地方事務所・支所の設置	４月３日（月）	所在地・連絡先は５月８日（月）公表済み。
外国人技能実習機構本部における 電話相談受付開始	４月１０日（月）	【監理団体の許可に関すること】 監理団体部　電話番号　03－6712－1923 【技能実習計画の認定に関すること】 技能実習部　電話番号　03－6712－1938 ※５月８日（月）以降は、地方事務所・支所で受付
監理団体許可申請の事前受付開始	６月１日（木）	
技能実習計画認定申請の事前受付開始	７月３日（月）	

施行日　　平成２９年１１月１日

※詳細については、外国人技能実習機構ホームページに後日公開予定。

～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

（※下の図に関する説明は次頁参照）

施行日以後に上陸する技能実習生

施行日をまたいで在留する技能実習生

旧制度（入管法）の手続 （旧制度での受入れが可能な技能実習生の入国・在留諸申請）

（１）平成29年11月１日に在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができる。

（２）平成30年１月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月１日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用される。

（３）平成30年１月31日までに入国予定の技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後３か月以内に入国した場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月１日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用される。

20頁の図についての補足

○ 図の「新1号」とは，新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し，この者には， 技能実習法が適用される。また，「旧1号」とは，技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し，この者には，技能実習法は適用されず，旧制度の規定が適用される。

○ 図の【基本型】のとおり，技能実習法は，原則として，同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用される（施行後に在留期間を更新しようとする場合には，原則として，在留期間の更新ではなく，旧技能実習1号から新技能実習1号，旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることになる。）。

この場合には，上陸や在留資格変更の手続をとる前に，技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要がある。

○ ただし，図の【手続継続型】のとおり，施行前に上陸，在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には，施行後に上陸，在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても，一定の範囲内（※）で，その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用される。なお，その後引き続き技能実習を行おうとする場合には，技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で，在留資格変更の申請をする必要があり，その許可を受けたときから，その技能実習生は，技能実習法の適用を受ける技能実習生となる。

（※）上陸であれば，技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限る。
在留資格変更又は在留期間更新であれば，変更又は更新する前の在 留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限る。

技能実習制度の見直し（大きな枠組み）

現行制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は，入管法令（上陸基準省令等）で，技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも，技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】

↓

しかし，一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており，入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。

↓

新制度

監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け，受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため，技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は，技能実習計画の認定手続の中で主務大臣（外国人技能実習機構）が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり，<u>上陸手続では，技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許否を判断</u>（基準省令では詳細な基準は削除し，技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。）。

＊ 団体要件省令等の関係省令を廃止。
＊ 変更基準省令（技能実習２号への変更部分）も廃止（技能実習２号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。）。

技能実習計画の取扱いに係る制度の比較①（1号団体監理型）

技能実習計画の取扱いに係る制度の比較②（2号団体監理型）

技能実習計画の認定申請手続

1　技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2　技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は２種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第１号、第２号又は第３号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

3　申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、申請者の住所地を管轄する機構の地方事務所・支所において行う。 （※）開設予定地：札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本
申請方法	郵送による方法のほか、申請者が地方事務所・支所に持参して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留（※）での送付をお願いします。 （※）対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	地方事務所・支所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。
必要書類	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。

監理団体の許可申請手続

1　監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2　監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習１号、技能実習２号	３年又は５年※
一般監理事業	技能実習１号、技能実習２号、技能実習３号	５年又は７年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

3　申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、機構の本部事務所において行う。
申請方法	郵送による方法のほか、申請者が本部事務所に持参して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留（※）での送付をお願いします。 （※）対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	本部事務所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。
必要書類	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。

申請手数料・登録免許税

１　申請手数料

申請の種類		金額	納付方法	支払先
技能実習計画認定の申請 （技能実習計画の変更認定の申請も同じ。）		計画１件につき ３，９００円	口座払込（※）	機構
監理団体許可の申請 （許可変更の申請も同じ。）	申請手数料	（基本額）１件につき ２，５００円	収入印紙（※）	国
		（加算額）事業所が２以上の場合 ９００円×（事業所数－１）		
	調査手数料	（基本額）１件につき ４万７，５００円	口座払込（※）	機構
		（加算額）事業所が２以上の場合 １万７，１００円×（事業所数－１）		
許可有効期間更新の申請	申請手数料	９００円×事業所数	収入印紙（※）	国
	調査手数料	１万７，１００円×事業所数	口座払込（※）	機構

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

２　登録免許税

申請の種類	金額	納付方法	支払先
監理団体許可の申請 許可変更の申請 ※一般監理事業への区分変更のみ	許可１件につき １万５，０００円	現金納付（※）	国

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

組織形態

○ **認可法人**（発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可）

所掌事務

○ **技能実習計画の認定**
○ **監理団体の許可に関する調査**
○ 実習実施者の届出の受理
○ **実習実施者・監理団体に対する報告徴収，実地検査等**
- 監理団体（約1,900団体）への実地検査を年1回実施
- 実習実施者（約3万5千社）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

○ 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告，技能実習実施困難時の報告，実習実施者からの実施状況報告等）の受理
○ **技能実習生の相談対応・援助・保護**
○ 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所　全国13か所（本所8か所・支所5か所）

名称	所在地	担当地区
札幌事務所	北海道札幌市中央区	北海道
仙台事務所	宮城県仙台市青葉区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	東京都港区	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	茨城県水戸市	茨城県
長野支所	長野県長野市	新潟県、長野県
名古屋事務所	愛知県名古屋市中区	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	富山県富山市	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	大阪府大阪市中央区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	広島県広島市中区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	香川県高松市	徳島県、香川県
松山支所	愛媛県松山市	愛媛県、高知県
福岡事務所	福岡県福岡市博多区	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	熊本県熊本市中央区	熊本県、宮崎県、鹿児島県

各種窓口の変更点

＜旧制度＞
技能実習に関する事項は、全て、地方入国管理局

＜新制度＞
●技能実習に固有の事項は、外国人技能実習機構
●在留資格や在留カードなど外国人の在留管理に関する事項は、地方入国管理局

申請・報告等の種類	窓口	
	地方入国管理局	外国人技能実習機構
上陸・在留許可申請 （在留資格認定証明書、在留資格変更、在留期間更新）	○	×
在留カードに関する届出 （所属機関の届出など）	○	×
技能実習に関する各種の報告・届出 （監査報告、技能実習実施困難時届出など）	×	○
（新設）技能実習計画に係る申請 （認定、変更など）	×	○
（新設）監理団体に係る申請 （許可、有効期間更新、区分変更など）	×	○

４. その他

送出国との取決めについて

現　行

問題点

○　制度趣旨を十分に説明しないまま実習生を募集、選別したり、実習生から不当な金銭（保証金や違約金等の名目）の徴収等を行う**不適正な送出機関が存在。**

○　こうした不適正な送出機関を排除するための**国レベルでの取決めが無い。**

参考：JITCOの取組み

○　JITCOが自主的な事業として送出国政府と討議議事録（R/D）（※1）を作成し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進のために相互に協力する事項（※2）を確認。

※1　アール・ディー。Record of Discussionの略。15か国と作成。認定送出機関は1，198機関（平成29年2月15日現在）。

※2　送出国政府が適切と認める送出し機関を認定すること，送出国の技術動向等に関する情報提供をすること，実習生に生じた問題の解決に努力すること等を規定。

新制度

方針

○　実習生の送出しを希望する国との間で、**国レベルでの取決め**を順次作成することにより、**送出国と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。**

取決めの主な内容として想定される事項

①　適正な**送出機関を送出国政府が認定**。

②　送出国政府から**認定された送出機関以外の機関からの実習生受入れを認めない**。

③　送出国政府に対する、**問題のある送出機関への調査、指導監督の要請**

④　実習生の帰国後における技能移転の状況などに関する**フォローアップ調査への協力要請**

⑤　**失踪者が発生した場合の対応**

※認定された送出機関は、機構のホームページで随時公表していく予定

不正行為に対する実務の流れ

現　行

地方入国管理局

〔端緒〕
- 技能実習生からの相談
- 労働基準監督機関からの通報
- 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- JITCOの母国語相談　など

実態調査

受入れ停止

○ 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後，欠格期間（1～5年間）を経過し，かつ，改善措置が講じられるまでは，新規受入れ不可（現にいる技能実習生は転籍させるよう指導）。

件数等を公表

改善指導

○ 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ，適正化されたと判断されるまで，新規受入れ不可。

注意喚起

○ 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

機構／主務大臣

〔端緒〕
- 定期的な実地検査
- 技能実習生からの相談・申告
  ⇒検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
  申告を理由とする不利益取扱いの禁止（罰則あり）
- 労働基準監督機関，地方入管局等からの通報　など

実地検査等

主務大臣

許可・認定の取消し（法16条1項，37条1項）

○ 重大な許可・認定基準違反，法令違反等があれば，取消し。

業務停止命令（法37条3項・監理団体のみ）

○ 許可基準違反や法令違反に対し，期間を定めて業務停止を命令（同時に改善命令も可。）

改善命令（法15条1項，36条1項）

○ 出入国・労働関係法令（技能実習法を含む。）違反があれば，期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

※　不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象

※　施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

１　技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法１０条８号）

２　監理団体の許可申請

「許可の申請の日前５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法２６条４号）

技能実習生に対する保護方策

1　管理監督体制の強化

○　監理団体の許可制
○　技能実習計画の認定制
○　機構や主務大臣による実地検査

2　相談・支援体制の整備

（1）　母国語による通報・相談窓口の整備等

○　新制度では，電話のほか，メールの対応も予定。

※中国語，ベトナム語，インドネシア語，タガログ語（フィリピン語），英語に加え，新たにタイ語への対応も想定。

○　実習生本人の希望や緊急性・必要性等を考慮して一時退避先を提供する仕組みも検討。

（2）　実習先変更支援体制の構築

○　実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務（19条,33条）及び実習継続に関する対応義務（51条）を法律に規定。

○　機構が，実習生からの相談に対応し，保有情報を活用しながら，転籍先の調整も含む支援を実施。

（3）　法違反事実の主務大臣への申告権明記

○　実習実施者や監理団体に法違反事実がある場合，技能実習生は主務大臣に申告できることを法律に明記（49条）。

○　申告を理由とする不利益取扱いに対する罰則も整備。

3　罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の 自由を不当に拘束する手段によって**技能実習を強制する行為**（46条）	労働基準法に同様の規定あり（5条）
6月以下の懲役　又は30万円以下の罰金	②　**違約金等を定める行為**（47条1項） ③　**貯蓄金を管理する契約を締結する行為**（47条2項）	労働基準法に同様の規定あり（16条・18条1項）
	④　**旅券等を保管する行為**（48条1項） ⑤　**私生活の自由を不当に制限する行為**（48条2項） ⑥　法違反事実を主務大臣に**申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い**（49条2項）	

※　④については，実習生の意思に反して行った場合を処罰。
※　⑤については，解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。